

指定病院等における不在者投票の外部立会人等に係る事務について

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号。以下「改正法」という。）は、平成25年5月31日に公布され、6月30日から施行されました。

これに伴い、指定病院等における不在者投票事務について、以下の点が変更されましたので、御留意ください。

1 代理投票における補助者の要件の適正化について

改正法の施行により、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めることとなります。

よって、選挙人の家族や付添人等の方は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には、投票の記載をする場所に入ることができますが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することができなくなりました。

2 不在者投票における公正確保等について

（1）不在者投票管理者に対する努力義務について

改正法の施行により、「不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。」との努力義務規定が設けられたことから、不在者投票の公正な実施の確保について、より一層、適切な対応をお願いします。

（2）市町村選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合の事務について

① 不在者投票管理者は、不在者投票に市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせようとするときは、あらかじめ不在者投票を行う日時を決定し、当該

不在者投票を行う日のおおむね5日前（土日祝日を除く。）までに依頼書（別紙1参照）により、当該指定病院等が所在する市町村の選挙管理委員会へFAX等により提出します。

※ 依頼に当たっては、事前に市町村選挙管理委員会に御相談ください。

② 市町村選挙管理委員会は、不在者投票管理者から依頼書の提出があったときは、外部立会人の候補者の中から、当該指定病院等での不在者投票に立ち会うことができると認められる者を選定又は任命し、その旨を当該不在者投票管理者及び外部立会人へ連絡します。

※ 外部立会人選定に当たっては、日程調整に時間を要することが予想されます。

③ 不在者投票管理者は、立会人選任書（別紙2参照）を作成し、外部立会人に交付した上で、不在者投票への立会いを求めてください。

④ 不在者投票管理者は、外部立会人の立会いのもとに、不在者投票を実施します。

⑤ 不在者投票終了後、不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会から選定された外部立会人に謝金及び旅費を支払います。

市町村選挙管理委員会から任命された外部立会人に対しては、謝金及び旅費を支払う必要はありません（任命した市町村において支払います。）。

また、この外部立会人への謝金等の支払いの際には、領収書等を徴するようにしてください。

なお、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄が適用されるため、9,300円以上の支払いとなる場合（施設ごとに7時間を超える従事時間となる場合）は、所得税を源泉徴収する必要があります。（平成28年給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄参照）

この際の領収書等には、源泉徴収を行った額が分かるよう記載をお願いします。

※ 経費については以下（3）を参照

（3）市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせるために要した経

費の支払いについて

不在者投票管理者が、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせた場合の謝金及び旅費について、1,258円に立会時間数（1時間未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とする。）を乗じた額（その額が10,700円を超える場合は、10,700円）を上限として県が負担します。

なお、市町村選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合や市町村選挙管理委員会書記その他の市町村職員が立会人となった場合は、県による費用負担はありません。

県への請求に当たっては、請求書に請求金額の内訳書及び(2) ⑤の不在者投票立会人に係る報酬等の領収書等を添付し、青森県選挙管理委員会（〒030-8570 青森市長島一丁目1-1）へ送付してください。

（4）その他

外部立会人は、市町村選挙管理委員会が選定した者であっても不在者投票管理者が選任するものですから、その業務の遂行中の災害及び自宅等から指定施設までの経路における災害に関する補償責任は、不在者投票管理者が負うことになります。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

青森県選挙管理委員会事務局 （017-734-9076）

各市町村選挙管理委員会事務局